事業事前評価表

国際協力機構人間開発部保健第二グループ

1. 案件名(国名)

国 名: バングラデシュ人民共和国(バングラデシュ) 案件名: 看護サービス人材育成プロジェクトフェーズ2

Project for Capacity Building of Nursing Services Phase 2

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュでは、長期間に渡る保健人材不足、とりわけ看護師不足が問題となっている。世界保健機関(WHO)によると、看護師/助産師の数は人口 10,000 人当たり 6.1 人 (2021 年)、WHO が求める人口 10,000 人当たり 15 人 1 という水準から大きく乖離しており、看護人材の充足及び質の確保が急務となっている。(参考: インド 17.3 人 (2020 年)、ネパール 34.9 人 (2021 年)、スリランカ 24.4 人 (2021 年)。)

バングラデシュ政府は、国家開発計画である「第8次5ヶ年計画」(2020年7月~2025年6月)のほか、「第4次保健・人口・栄養セクター開発プログラム」(2017年1月~2024年6月)(以下、「4th HPNSP」という。)を策定し、包括的な保健システムの強化、保健医療サービスの質の強化などを通じた、2030年までのユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)達成に向けて取り組んでいる。4th HPNSPにおいては、看護教育及びサービスに特化した事業計画が組まれており、看護人材の増員及び看護サービスの質の改善が重要課題の一つとされている。同国政府は2009年に看護職増員を公約に掲げ、看護師不足解消に取り組み、看護師及び助産師数は人口10,000人当たり1.7人(2009年)から6.1人(2021年)に増加した。さらに、2023年も2,500人の看護師採用計画を発表するなど看護師数の拡充を図ってきた。一方で、看護サービスの質の改善のため、2008年の看護教育制度の改正では4年制学士課程を導入した結果、2016年に16校だった公立看護大学は、2022年には42校と2倍以上へ急増しており、看護学士教育の質の担保も急務となっている。

先行する技術協力プロジェクト「看護サービス人材育成プロジェクト(2016 年 3 月 ~2021 年 3 月)(以下、「フェーズ 1」という。)」では、バングラデシュの看護学士教育の質の向上を目的に、ダッカ看護大学(以下、「DNC」という。)における学士教育体制の強化、ダッカ医科大学病院(以下、「DMCH」という。)を対象とした学生臨地実習²体制の強化、及び、看護行政の能力強化の 3 つの柱で協力を行った。DNC では、看護教員の能力強化や各種委員会³の設置による学内の教育・運営能力の向上等、包括的な

Strategic investment Plan (SIP) for 5th Health, Population and Nutrition Sector Program (2024-29)

² 医療従事者を目指す学生が、病院や保健医療施設で臨床を体験・学ぶことにより、現場での実践能力を育成するもの。

³学術的決定及び運営管理上の課題に取り組む員会、看護教員の能力開発(研修や研究活動)を支援する委員会、教材作成や教育施設の運 用管理を支援する委員会等を含む。

支援を行い、看護大学として初めてアクレディテーション 4 の認証を受けた。また、DMCHにおいては、臨地実習指導者を配置・育成し、DNCとの連携の下で効果的に臨地実習を行うための体制を強化した。一方、看護師のキャリアパス開発 5 といった長期的な視点に基づく卒後キャリアへの支援は、看護行政機関の頻繁な人事異動もあり、取り組みは不十分となった。また、フェーズ1では、看護教育の拠点である DNC や国内最大規模の公立病院である DMCH に集中的に介入したため、今後はフェーズ1の成果を地方やより小規模の看護大学及び連携病院に展開・普及していく必要がある。

かかる状況の下、本事業では、看護師の卒後キャリア構築支援やアクレディテーションの実践拡大に取り組むとともに、対象看護大学/連携病院へのフェーズ1の成果の展開を通じ、バングラデシュ全土における看護教育の体制強化を目指す。

(2) 保健セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

対バングラデシュ人民共和国 国別開発協力方針(2018年2月)の重点分野「社会脆弱性の克服」において「保健人材の育成やコミュニティによる住民の健康支援体制の確立を含む保健行政の能力強化を通じ、包括的な保健システム強化を支援する」ことが位置付けられており、本事業はこれに合致する。

本事業は、看護人材の育成を通じて保健医療サービスの質の向上に資するものであり、 SDGs のゴール 3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進 する」に貢献する。また、JICA グローバル・アジェンダ「保健医療」のうち、保健医療 人材の育成を含む「中核病院における診断・治療強化」に合致する。

(3) 他の開発協力機関の対応

バングラデシュ保健セクターでは、1998 年からセクターワイドアプローチが取り入れられ、政府による施策と開発協力諸機関による支援とが共通のアプローチに基づいて調和的に行われることが志向されている。同アプローチの下、カナダ国際関係省(GAC)は看護ディプロマ課程への支援、国連人口基金(UNFPA)は助産教育・サービスの支援を行っている。WHO は保健人材全般への支援をしており、看護分野においては、e ラーニングの推進や私立の看護教育機関に対する能力強化研修等を実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、看護行政の能力強化及び対象となる公立看護大学/連携病院において看護 教育/臨地実習の実施体制強化を行うことにより、看護教育の実施・モニタリング・評 価に係る体制の強化を図り、もってバングラデシュ国内における看護教育の質の向上に 寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名 バングラデシュ全土

⁴ 教育機関の質を保証するための評価及び認定制度。本事業のカウンターパートである看護助産審議会が所管・実施機関であり、フェーズ1では DNC を対象に看護大学で初めて審査及び評価を実施した。

⁵ 看護師のキャリアパスについては、臨床分野で専門性を高める者、看護教員や研究者、公務員看護職など、卒後の多様なキャリアが考えられる。しかし、バングラデシュにおいては、公務員看護職のキャリアラダーに限定されており、ほとんどの看護師は、実務経験年数や責任によって階級が変わらない現状である。

(3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者:保健家族福祉省 看護助産総局行政官、バングラデシュ看護助産審議会

事務局員、対象看護大学の教員、対象連携病院の看護師(約8.000人)

最終受益者:バングラデシュ国民(約1.7億人)

(4) 総事業費(日本側):約4.8億円

(5) 事業実施期間

2022年3月~2026年3月を予定(計48カ月)

(6) 事業実施体制

保健家族福祉省本省、保健家族福祉省 看護助産総局(看護師・助産師の教育及びサービスを所轄する部局)、バングラデシュ看護助産審議会(看護師・助産師の教育及びサービスに係る規制機関)、対象となる8つの公立看護大学とその連携病院(下記に表記)

看護大学	連携病院
シェレバングラナガル看護大学	シャヒード・スフラワルディー医科大
	学病院
マイメンシン看護大学	マイメンシン医科大学病院
チョットグラム看護大学	チョットグラム医科大学病院
シレット看護大学	シレット MAG オスマニ医科大学病院
ラジシャヒ看護大学	ラジシャヒ医科大学病院
ロンプール看護大学	ロンプール医科大学病院
バリサル看護大学	シェレバングラナガル医科大学病院
シャヒード・タジュディン看護大学	シャヒード・タジュディン・アフマド
	医科大学病院

※選定理由:バングラデシュの行政区画(全8管区)より、主要の看護大学及び連携病院を選定。

- (7) 投入(インプット)
- 1)日本側
- ① 専門家派遣(計 約87人月):業務主任、看護行政、看護教育、臨床実習、研修管理
- ② 研修員受け入れ:看護行政、看護教育人材育成
- ③ 機材供与:研修用機材等
- 2) バングラデシュ側
- ① カウンターパートの配置
- ② 事業実施のためのサービスや施設、現地経費の提供
- (8) 他事業、他開発協力等との連携・役割分担
- 1) 我が国の開発協力活動

円借款「母子保健および保健システム改善事業」(2015 年 12 月 L/A 調印)では、母子保健強化に関する総額 約 175 億円の借款事業の一部として、看護大学の校舎増設、学生寮の建設、実習機材の整備を行っている。借款事業の対象大学は本事業の対象大学とも重

複⁶するため、本事業で実施する研修等において借款事業で整備された校舎や実習機材を 活用することにより相乗効果の創出を図る。

2) 他の開発協力機関等の活動

本事業における看護師のキャリアパス及び持続的専門能力開発については、GAC 及び UNFPA も同分野を支援予定であるため、カウンターパートを含めた開発協力機関間の連携会議で情報交換を行うとともに、キャリアパス及び持続的専門能力開発のフレームワークの作成及び承認に向けたアドボカシー活動(政策提言等)を連携して行う予定。

また、アクレディテーションに係る活動については、今後 GAC が最大 10 箇所の看護・助産ディプロマ教育機関に対し、また、UNFPA が対象の助産教育機関に対し、それぞれアクレディテーション申請に係る支援を行う予定である。本事業では、介入の濃淡はあるものの、対象大学 8 校のアクレディテーション申請を支援する予定であるため、両機関との間で、アクレディテーションのプロセス及び課題に関する情報交換を行う。また、看護助産審議会と実施するアクレディテーション基準の見直しについても両機関と連携を行う予定。

- (9)環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
 - 1)環境社会配慮
 - ① カテゴリ分類: C
 - ② カテゴリ分類の根拠:本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
- 2) 横断的事項:特になし
- 3) ジェンダー分類: GI(P) (女性を主な裨益対象とする案件)

<活動内容/分類理由>

調査にて、女性の占める割合が多い看護師のキャリア選択が限られており、看護教育におけるキャリア多様化の取り組みの必要性が認められた。本事業は、看護教員や病院の看護師を対象としており、看護師の卒後キャリア構築支援など、女性のエンパワーメントに資する具体的な活動を含むため。また、対象看護大学の看護学生(女性の割合が約9割)の満足度を指標として設定しているため。

(10) その他特記事項:特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標:バングラデシュ国内の看護教育の質が向上する。

指標及び目標値:アクレディテーションの認定を受けた看護大学の数が増加する。

- (2) プロジェクト目標:看護教育の実施・モニタリング・評価に係る体制が強化される。 指標及び目標値:
 - ① 看護助産総局による看護教育機関への定期モニタリング活動が看護助産総局の 5 カ 年事業計画に追加され、対象大学が看護助産総局の定期訪問を受ける。
 - ② 満足度調査にて、対象看護大学の学生の少なくとも 80%が大学の教育の質・環境に

⁶ 本事業対象8大学のうち7大学が重複。すなわち、シェレバングラナガル看護大学、マイメンシン看護大学、チョットグラム看護大学、シレット看護大学、ラジシャヒ看護大学、ロンプール看護大学、バリサル看護大学

満足する。

(3) 成果

成果1:看護行政の管理能力が強化される。

成果2:対象となる公立看護大学で学士教育の実施体制が強化される。

成果3:連携病院で看護臨地実習の実施体制が強化される。

成果4:看護大学及び関係機関のネットワークが強化される。

(4) 主な活動

成果1:看護行政組織の管理能力が強化される。

活動 1 - 1:バングラデシュの看護行政に関する取り組み、現状を調査し、日本の経験が 活かせる課題分野を特定する。

活動1-2:看護師のキャリアパスを開発する。

活動1-3:看護大学の認証(アクレディテーション)の実践拡大を行う。

活動1-4:特定の課題分野において、看護行政官/管理職のトレーニングを実施する。

活動1-5:看護師の持続的専門能力開発に係る枠組みを確立する。

成果2:対象となる公立看護大学で学士教育の実施体制が強化される。

活動2-1:公立看護大学の状況を調査・評価し、直接支援を行う大学を決定する。

活動2-2:対象となる公立看護大学において、教員の質の向上(看護教員対象の能力研修等)の仕組みを構築する。

活動2-3:対象となる公立看護大学において、臨地実習能力強化に係る仕組みを構築する。

活動2-4:看護研究を推進するための対象公立看護大学の体制を整備する。

活動2-5:特定の領域別看護教育にて、看護教員の能力強化を行う。

成果3:連携病院で看護臨地実習の実施体制が強化される。

活動3-1:対象となる公立看護大学から看護学生を受け入れる連携病院において、看護 臨地実習の実施状況及び看護臨地実習に関する現任看護師向け教育の状況 を調査する。

活動3-2:対象連携病院において臨地実習指導者の配置、育成を行う。

活動3-3:対象連携病院において看護臨地実習に関する現任看護師向け研修を実施する。

活動3-4:臨地実習指導者の育成・配置及び現任看護師向け研修を推進するための仕組みを整備する。

成果4:看護大学及び関係機関のネットワークが強化される。

活動4-1:フェーズ1及び本事業の成果2を通じて得られた看護教育の体制強化に資する知見や優良事例を本事業の対象大学以外の大学に共有する。

活動 4 - 2: フェーズ 1 及び本事業の成果 3 を通じて得られた臨地実習指導者の指導能力強化に資する知見や優良事例を本事業の対象病院以外の病院に共有する。

活動4-3:卒後看護師の能力強化に関するセミナー、フォーラムの開催を支援する(新 人指導、基礎看護技術等を主なテーマとして想定)。

活動4-4:看護教育の更なる実施体制強化に係る政策提言を取り纏める。

|5.前提条件・外部条件

- (1) 前提条件特になし
- (2) 外部条件
 - ・国家保健政策・戦略において、本事業の実施に影響するような大きな変化が起こらない。
 - ・バングラデシュの治安が悪化することなく、本事業の活動が継続できる。
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大により日本人の現地渡航やカウンターパートの現地 活動が著しく制限されない。
 - ・保健家族福祉省と本事業の対象となる公立看護大学及びその連携病院において、職員の異動・退職が本事業に影響を及ぼさない。
 - ・保健家族福祉省と本事業の対象となる公立看護大学及びその連携病院対象保健施設 において、活動のための予算が確保される。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

スリランカ「看護教育プロジェクト」(1996 年~2001 年)においては、現職看護師が多忙のため、臨地実習に時間が十分に割けない状況があったため、病院と大学との間での研修中の学生の扱いについて、十分な理解と合意が必要であるとの指摘があった。本事業では、看護大学側が実習先である連携病院の看護部の状況を理解し、連携病院と看護大学双方の臨地実習の担当者が円滑なコミュニケーションを行えるよう、看護大学と連携病院の調整委員会を設置し、双方の円滑な連携体制の構築を図る。

また、本事業の先行案件であるフェーズ1では、DMCHにおいて臨地実習指導者(63名)の配置・育成、院内研修、臨地実習マニュアルの整備等、臨地実習体制を構築したが、今後は地方やより小規模の病院に適用できる臨地実習体制の構築が必要であると指摘されている。本事業では、DMCH及び本事業の対象連携病院間の相互訪問や臨地実習に係るワーキンググループへのDMCH関係者の巻き込みを図ることで、グッドプラクティスを効果的に抽出し、より汎用性の高い臨地実習体制の普及・展開に努める。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、看護行政の能力強化及び看護大学とその連携病院における看護教育体制の強化を通じて、看護教育の質の向上に資するものである。また、SDGs のゴール 3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」に貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

|8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
 - 4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール

事業完了3年後 事後評価